

入 札 説 明 書

宮崎県木材利用技術センターが行う、フルカラー複合機の複写サービス（２台のうち１台は FAX 機能付）に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和３年７月５日

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 フルカラー複合機の複写サービス（２台のうち１台は FAX 機能付）
- (2) 契約内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和３年８月３１日
- (4) 契約期間 令和３年９月１日から令和８年８月３１日まで（６０月）
- (5) 納入場所 宮崎県木材利用技術センター（都城市花繰町２１号２番）

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１７年宮崎県条例第８１号）第２条第１項第１号の規定による契約であり、県は上記１の（４）の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、（１）の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格名簿に登録された者で、サービス（役務の提供）に関する業種の営業種目が「賃貸業務」で種目が「事務機器」であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると、認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

- (6) 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。
- (7) 公告日から入札日までのいずれの日においても、宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県木材利用技術センター 企画管理課
(〒885-0037 都城市花繰町21号2番)
- (2) 期間 令和3年7月5日から令和3年7月16日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 入札説明会は、実施しない。

6 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和3年7月21日 午後5時
- イ 提出方法 代表アドレス：mokusai-center@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に関する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答方法 個別にメールで回答する。
ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したときは、電子メール及び電話にて通知を行う。
- イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出場所 宮崎県木材利用技術センター 企画管理課
(〒885-0037 都城市花繰町21号2番)
- (2) 提出期限 令和3年7月21日（水） 午後5時[必着]
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知 令和3年7月26日までに書面により通知する。

8 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県木材利用技術センター 企画管理課
宮崎県都城市花繰町21号2番
郵便番号 885-0037
電話番号 0986-46-6041
- (2) 期間 令和3年7月5日から令和3年7月26日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

9 入札

入札に参加する者は、別紙入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 〒885-0037 都城市花繰町21号2番
宮崎県木材利用技術センター・企画管理課
- (2) 提出期限 令和3年7月26日（月）午後5時まで
ただし、開札に立ち会う場合は、開札日時に提出することができる。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。
- (4) 入札方法
入札書の複写サービス料金は、複合機の1ヶ月間の複写枚数合計を使用枚数として、テスト・ミスコピーを控除した枚数で1枚あたりの単価を記載し、金額欄には契約期間月数の60ヶ月分を記載すること。なお、内訳金額には、月額、総額（60ヶ月分）を記載すること。
（1ヶ月間の使用見込枚数は、モノクロコピー・プリント 10,000枚、カラーコピー・プリント 3,600枚）
落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (6) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「7月27日開封《フルカラー複合機の複写サービス契約2台》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和3年7月27日（火）午後1時30分
- (2) 開札の場所 宮崎県木材利用技術センター 会議室（都城市花繰町21号2番）
- (3) 開札の立会い
開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札社がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一のものを用いるが、当該用紙の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に関（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（別記「『種類及び規模をほぼ同じくする契約』について」参照。長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの。）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできな。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

- (3) 2人以上の者から委任を受けたものが行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県木材利用技術センター 企画管理課
都城市花繰町21号2番
電話番号：0986-46-6041

16 その他

入札者は、入札後、入札通知等について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。